

| | |
|------------------------|-------------------------------------|
| 大阪狭山市スポーツ施設使用料等口座振替依頼書 | |
| 取扱金融機関 | 御中 |
| | 年 月 日 |
| 登 録 者 | フリガナ 団 体 名 |
| | フリガナ 氏 名 (団体の 場合は代 表者名) |
| | 印 |

（ご 注 意）

1. 1枚目太枠内を黒ボールペンで強く正確にご記入のうえ、取扱金融機関へ提出してください。
(1枚目は取扱金融機関保管となります。)
2. 2枚目に取扱金融機関承諾印を押印の後、太枠内必要事項を記入し本市に提出してください。
(お手元の預金通帳を参照のうえ、ご記入ください。預金通帳をお持ちでない方は、事前に大阪狭山市スポーツ施設情報システムで利用できる金融機関に預金口座を開設してください。)

| | | | | | | | | |
|-----------------------|----------------|-------------|-----------|----------------------------------|-----|--------------------------------|-------------|---|
| 口 座 名 義 人 | フリガナ 氏 名 | | | | | 金 融 機 関 | 届 出 印 | 印 |
| | | | | | | | | |
| 指 定 口 座 | 銀行 組 合 | | 本店 支 店 | 預金の種類（該当 の番号に○印を付 けてください。） | | 口 座 番 号 (右詰めで記入してください。) | | |
| | 取 扱 店 記 入 欄 | 金融機関 コード | 支店 コード | 普 通 | 当 座 | | | |
| | | | | 1 | 2 | | | |

口座振替による大阪狭山市スポーツ施設情報システムの利用者登録カード代その他の実費及びスポーツ施設の使用料の納付の取扱いを依頼したいので、下記のとおりお届けします。

<約定事項>

1. 私が大阪狭山市に支払うべき使用料及び利用者登録カード代その他の実費の納付書が大阪狭山市から貴店に送付されたときは、貴店において振替指定日に上記の指定口座から私に通知することなく、納付書記載の金額を振替納付してください。
2. 振替の都度貴店からの領収証書の発行及び振替済の通知等は省略されても異議ありません。
3. 預金口座の残高が振替日において納付金額に満たないときは、私に通知することなく、その納付書を大阪狭山市に返戻されても異議ありません。
4. この契約を廃止（解約）する場合は、私から貴店に書面により届出します。
5. この取扱いに万一紛議が生じても貴店並びに大阪狭山市に迷惑をかけません。

| | |
|-----|---------|
| 検 印 | 印 鑑 照 合 |
| | |
| 受 付 | 入 力 日 |
| | |

取 扱 金 融 機 関 保 管

大阪狭山市スポーツ施設情報システム利用者登録約款

(登録者)

第1条 大阪狭山市スポーツ施設情報システム(以下「システム」という。)に所定の登録申請書において、本約款を承認のうえ申し込まれた方で、大阪狭山市が認めた方を登録者といいます。

(利用者登録カードの発行と取扱い)

第2条 大阪狭山市は、登録者に利用登録番号(以下「登録番号」という。)を表面に印字した、利用者登録カード(以下「登録カード」という。)を発行します。

2 登録カードはカード上に署名された登録者以外は使用できません。また、登録者は、登録カードを善良なる管理者の注意をもって使用し管理する必要があります。

3 登録者は、他人に登録カードを譲渡、貸与することはできません。

4 登録カードの使用、管理に際して登録者が前3項に違反した場合において、その違反に起因して登録カードが不正に利用されたときは、登録者はその代金について支払いの責任を負うものとします。

5 登録申請をしようとする方が、他の団体で発行しているオーパス・スポーツ施設情報システム(以下「オーパス」という。)の登録カードをすでに保有している場合には、新たに大阪狭山市の登録カードの発行手続きの必要があります。

(登録料)

第3条 登録料を支払わなければならない場合と金額は、次のとおりです。

- 登録カードの交付を受けるとき 500円
- 登録期間を更新するとき 300円

2 登録料は登録日の翌月の別途指定する日に口座振替の方法により登録者指定の預金口座から支払うものとします。

(登録期間と登録の更新)

第4条 登録申請され、大阪狭山市が登録者と認めた日を登録日とし、登録日から3年間を登録期間とします。

2 登録期間が満了する1ヵ月前までに登録廃止の届がない場合、引き続き3年間を登録期間とします。

(利用者登録番号)

第5条 大阪狭山市は登録者全員に異なる登録番号(8桁)を割り当てます。

2 大阪狭山市は登録カード上に印字された登録番号を所定の方法により登録します。また、登録者は登録番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

(暗証番号及びパスワード)

第6条 大阪狭山市は登録者から申出のあった暗証番号(4桁)及びパスワード(8桁から16桁)を所定の方法により登録します。また、登録者は暗証番号及びパスワードを他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

2 利用申請の際入力された暗証番号及びパスワードと登録された暗証番号とパスワードとの一致を確認してシステムが使用された場合、暗証番号及びパスワードにつき盗用その他事故があっても、登録者が施設使用料等の支払いの責を負うものとします。

(施設利用申請 料金精算サービス)

第7条 システムにより利用申請を受け付ける施設に関して、システムの端末機より施設利用者本人の登録番号、暗証番号及びパスワードを入力することにより次の手続きのサービスを受けることができます。

- 抽選申込み
- 抽選結果の確認
- 利用申請
- 利用申請の取消し

(5) 口座振替による料金の支払い

2 第1項の・から(5)の手続きは所定の期日に行う必要があります。

3 第1項の・の手続きは所定の回数制限に従うものとします。所定の回数制限は、登録カード1枚あたりの制限とします。

4 施設の利用に際して利用申請者本人が登録カードを携帯し、係員に提示する必要があります。

(施設規則の遵守)

第8条 利用申請した施設の使用にあたっては、当該施設に定められた関係規則に従い、定められた目的以外に使用しないものとします。

(使用料等の請求者)

第9条 システムの端末機で納入通知した施設の使用料等の請求者は、大阪狭山市、大阪狭山市教育委員会です。

(使用料等の支払い)

第10条 システムの端末機で納入通知した施設の使用料等は、通知した内容(金額、期日)に従って口座振替の方法により、登録者指定の預金口座から支払うものとします。

2 前項の口座振替による支払いにおいて請求金額の口座振替ができない場合には、当該施設の利用ができない場合があります。

(登録カードの紛失、盗難)

第11条 登録カードの紛失や盗難にあったときは、登録者は直ちにその旨を大阪狭山市教育委員会教育部社会教育・スポーツ振興グループ(以下「社会教育・スポーツ振興グループ」という。)に通知するものとします。

2 登録カードの紛失や盗難にあったときは、登録者の同意のもと、登録者の利益を保護するため、オーパスに参加している他の団体へ連絡します。

3 第1項の通知までに他人に登録カードを使用された場合は、その施設の使用料は登録者の負担とします。

(登録カードの再発行)

第12条 登録カードを毀損又は汚損した場合には、所定の届を社会教育・スポーツ振興グループに提出していただき、大阪狭山市が適当と認めた場合に限り再発行します。

(利用の一時停止)

第13条 登録者の料金支払いが滞っている場合、登録者が本約款に違反した場合、その他不審な場合などには、第7条のサービス利用を一時停止することができるものとします。

(届出事項の変更)

第14条 登録者が社会教育・スポーツ振興グループに届け出た氏名、住所、電話番号、預金口座等に変更が生じた場合は、遅滞なく所定の届出用紙により社会教育・スポーツ振興グループに届け出るものとします。

2 前項の届出がないために、大阪狭山市、大阪狭山市教育委員会の通知又は送付書類その他のものが延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべきときに登録者に到着したものとみなします。

(登録資格の喪失)

第15条 登録者が次のいずれかに該当した場合には、登録者の資格を喪失します。

- 虚偽の申告をした場合
- 本約款のいずれかに違反した場合
- 使用料等、大阪狭山市、大阪狭山市教育委員会に対する債務の履行を怠った場合
- 登録者が所定の登録廃止の手続きを行い、大阪狭山市が認めた場合
- 登録者が登録資格を喪失した場合
- 住所変更の届を怠る等、登録者の責に帰すべき事由により登録者の所在が不明となり、大阪狭山市が登録者への通知・連絡について不能と判断した場合
- 前各号に掲げるもののほか、大阪狭山市が登録者として不適格と認めた場合

(登録情報の字体)

第16条 申込みされた登録申請書の記入字体が、システムで取扱い困難である場合には、類似する標準字体で登録するものとします。よってこの場合、大阪狭山市スポーツ施設情報システム端末機で表示される字体、並びに郵送物等の字体は標準文字となります。

(約款変更、承認)

第17条 本契約の変更については大阪狭山市から変更内容を通知し、又は新約款を送付した後にシステムで施設を利用申請したときは、変更事項又は新約款を承認したものとみなします。

(その他)

第18条 その他必要な事項については別に定めます。